

第24回参議院議員選挙 連合推薦候補者

滋賀選挙区

2004年の初当選から、早いもので12年。連合滋賀の皆様方には、今日まで変わらずあたたかくお支援頂きましたことに心から感謝申し上げます。

野党議員としてスタートした歩みも、2009年には政権交代が実現され、文部科学大臣政務官として仕事をする機会もいただきました。その後再び野党となりましたが、子ども・子育て支援新制度により、すべての子どもたちに質の良い居場所をつくること。里親、特別養子縁組制度を支援することで、すべての子どもが家族によって育まれる社会をつくること。戸籍のない無戸籍の方々への救済を進めるための取り組み。地域の中小企業を支援するための法律改正。滋賀のポテンシャルを最大限生かすための制度提案。文化財修復への支援。琵琶湖保全活再生法の成立一等、この間、多くの取り組みを進めさせていただきました。

また、民主党滋賀県連代表の職も預らせていただき、滋賀県知事選挙、衆議院議員選挙、統一自治体選挙等に関わらせて頂きました。いずれも大変厳しい選挙ではありましたが、皆様方の献身的なお支援により一定の成果を得ることが出来ました。本当にありがとうございます。また、昨年は民主党の広報委員長として動画ニュースの作成など、党勢拡大に向けた新たな取り組みにチャレンジするなど、これまででない重責を担わせて頂きました。

そして今夏には、三期目を目指します。現政権による政策の恩恵は、強い者に偏っており、子ども、働く人、お年寄り、地方などへのあたたかさは感じられません。子どもの貧困



はやし
くみ
こ
林久美子

や下流老人問題、安定した雇用環境の再建、フリースクールなど多様な教育機会の確保、若い農業者を支える農業政策の推進、滋賀におけるベンチャー企業の育成など、取り組むべき課題、解決したい問題が山積しています。さらに、昨年の労働者派遣法改正や安保関連法案の強行採決に見られる民主主義の破壊的行為から、健全な民主主義を取り戻さねばなりません。

来る参議院選挙において、政権の暴走を止めるだけでなく、今一度、ひとり一人が大切にされる政治、「未来を育てる」政治を実現していくために、連合に結集する仲間の皆様、そして連合差別が擁立する12名の候補者の方々とともに、私は全力を尽くします。引き続きのご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。私の決意とさせていただきます。

比例代表予定候補者



UAセンセン
かわいたかおり
川合孝典



自労
えさき たかし
江崎 孝



自動車総連
はまくち まこと
濱口 誠



電機連合
やた わかこ
矢田 稚子



JAM
ふじかわ しんいち
藤川 慎一



日教組
なたにや まさよし
那谷屋 正義



基幹労連
とどろきとしはる
轟木 利治



J P 労組
なんば しょうじ
難波 奨二



情報労連
いしばし みちひろ
石橋 通宏



電力総連
こばやし まさお
小林 正夫



私鉄総連
もりや たかし
森屋 隆



J R 総連
たしろ かおる
田城 郁



連合 滋賀

日本労働組合総連合会滋賀県連合会

2016年2月22日
連合滋賀 第265号
大津市松本2丁目10-6
電話077-523-0500
発行・山田 清
編集・上田 薫
(定価 1部6円)
印刷 ユメディア株式会社

春季生活闘争開始を2,000人の県民に訴え



春季生活闘争の開始にあたって、2月5日を軸に、県内各地域協議会を中心に街頭行動を行いました。

連合滋賀主催として、第1区地協を主会場にJR膳所駅前において、通勤者や買い物途中の市民など、約300人に、春季生活闘争の意義と課題を訴えるとともに、すべての労働者への広がり呼びかけました。

行動では、連合滋賀山田会長をはじめ、連合滋賀議員団会議の成田、柴田県議、河井、船本、草川、杉山大津市議からも連帯の挨拶をいただき、闘争開始宣言を採択し、原地協協議長の団結ガンパロウで集会を終えました。

同日、第3区地協ではJR守山駅で、第4区地協では、JR近江八幡駅でそれぞれ街頭行動を実施。また、第2区地協においても、2月9日、JR彦根駅前で実施しました。

駅前では、地協組合員によるパート・アルバイト・契約・派遣などで、働く皆さんのための「なんでも労働相談」周知のティッシュの配布も同時に実施しました。

すべての働く者・生活者の希望と安心を取り戻し、「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、「クラシソコアゲ応援団」のメンバーとして一人ひとりが主体的に取り組み、各労働組合から職場の隅々に至るまで総がかりで行動し、最後の最後まで粘り強く闘い抜きましょう!



各地協でも、開始行動を実施!!



第2区地域協議会



第3区地域協議会



第4区地域協議会

2016 春季生活闘争・参議院選挙必勝総決起集会

日時: 3月12日(土)10時~

場所: 草津市野村運動公園



飢えに苦しむ世界の人々へ！ アジア・アフリカ支援米発送式

連合滋賀と食とみどり、水を守る滋賀県民会議で構成しているアジア・アフリカ支援米実行委員会は、飢えに苦しむ世界の人々へお米を提供するために、1月25日（月）に教会会館前において発送式を行い、大津市で収穫しました支援米を発送しました。

昨年5月に田植えを行い、9月に収穫した支援米は多くのボランティアの方々や、関係者の多大なご協力のおかげで、今年は240kgとなり、三菱樹脂労働組合が支援米として取り組まれた60kgと一緒に合計300kgがトラックに積み込まれ、アフリカのマリ共和国の人々に届けられることとなります。

今年の支援米を植える田んぼについては未定ですが、多くのおみなさまのご参加により支援の輪を広げていきたいと思っております。



～男女平等とワーク・ライフ・バランスの実現へ～ 女性活躍推進法が4月1日より施行されます！

すべての働く女性が、その個性と能力を充分に発揮し、活躍できる環境を整備するために、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が今年、4月1日より施行されます。

国および地方公共団体、301人以上の企業はこれにより、4月1日までに、①女性の活躍状況の把握・課題分析②行動計画の策定・周知・公表・届出③女性の活躍に関する情報の公表などを行う必要があります。

職場の女性活躍推進に向けて、春季生活闘争などでも有効活用し、状況把握・課題分析の段階から労働組合として積極的に関与していくことが重要です。

男女平等の取り組みを進めることにより、長時間労働の是正、男女間賃金格差の解消、仕事と生活の両立をするワーク・ライフ・バランスの実現にもつながります。

これを機に、それぞれの職場でも、女性活躍を推進しましょう！

**3.8国際女性デー
「女性活躍推進法に関する学習会」
3月8日（火）午後6時半より
草津市立市民交流プラザ大会議室**

※参加希望の方は事前に事務局までご連絡ください。
TEL: 077-523-0500 連合滋賀事務局

女性活躍推進法の具体的内容

STEP1 職場における女性の活躍状況を把握&課題を分析

- 基礎項目
- ①「女性の採用比率」
 - ②「勤続年数の男女差」
 - ③「月ごとの労働者の長時間労働の状況」
 - ④「管理職に占める女性比率」

- 選択項目
- ①「男女の賃金の差異」
 - ②「男女別の育児休業取得率および平均取得期間」
 - ③「年次有給休暇の取得率」
 - など全21項目

STEP2 行動計画を策定

- ①「計画期間」
- ②「数値目標」
- ③「取り組み内容」
- ④「取り組みの実施時期」
- などを盛り込むことが必要

さらに行動計画を労働者への周知、外部への公表、企業は労働局雇用均等室へ届出することが必要

STEP3 職場の女性活躍に関する情報の公開

- 最低1項目以上公表
- でも1項目では恥ずかしいかも…?
 - 労働者の男女別の継続雇用割合
 - 男女別の育児休業取得率
 - 1カ月当たりの労働者の平均残業時間
 - 男女別の職種または雇用形態の転換実績
 - など14項目

2016年4月1日の施行までにSTEP3までを行う必要がある

「女性活躍推進法」の施行を見据えて 滋賀経済産業協会と意見交換

1月27日（木）、連合滋賀は「女性活躍推進」をテーマに、（一社）滋賀経済産業協会との意見交換会を開催しました。連合滋賀からは、山田会長をはじめ三役15名、滋賀経済産業協会からも、坂口会長をはじめ16名が出席しました。

最初に、山田会長から坂口会長に、雇用の安定、格差是正と処遇改善に向けて「2016年春季生活闘争に関する要請書」を手交しました。

講演では、滋賀労働局佐々木見子雇用均等室長より「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主の行動計画」の策定までの流れ（状況把握・課題分析、行動計画の策定、届出、情報公開）について詳細な説明をいただきました。

4月1日からの施行にあたり、行動計画策定のための労使委員会の設置や労使協議のなかで職場の現状把握・分析の段階から労働組合として積極的に関与していきます。



「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みの強化 2016 経営労働フォーラム

2月4日（木）、クサツエストピアホテルにおいて、連合滋賀・滋賀県・（一社）滋賀経済産業協会の共催による「経営労働フォーラム2016」を105名の参加者のもと開催しました。



主催者を代表して滋賀県労働雇用政策課金山昭夫課長よりあいさつがあり、その後、（一社）日本経済団体連合会の高橋博之労働政策本部長より「2016年版経営労働政策特別委員会報告について」、また連合本部須田孝総合労働局総局長より「2016年版連合白書について」をそれぞれ解説いただきました。

時局講演として、同志社大学社会学部産業関係学科石田光男教授より「企業と労働組合—日本の労使関係の過去・現在・未来—」と題して講演が行われました。

経団連、連合からの解説では、下記の概要で考え方が示されました。

- 《経団連》
- 1 適切な総額人件費のもと、自社の支払い能力に基づき、労使交渉において企業が決定。
 - 2 収益が拡大した企業において、2015年を上回る「年取ベースの賃金引上げ」について検討。
 - 3 企業の置かれている経営環境や業績の状況は各社多様であり、自社の事情にあった方法を見出す。

- 《連合》
- 1 「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」をめざすために「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現が不可欠。
 - 2 月例賃金の改善にこだわる取り組みを継続し、2%程度を基準とし、定期昇給相当分を含め4%を要求する。
 - 3 中小企業で働く仲間や、非正規労働者の処遇改善に向け、より主体的な闘争を進め、大手追従、大手準拠などの構造を転換する運動に挑戦する。

